

介護老人福祉施設筑波キングス・ガーデン 重要事項説明書

＜令和6年4月1日＞

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0297-24-5139（午前9時～午後6時まで）

担当（生活相談員）宮本隆幸、宮本真次

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 特別養護老人ホーム 筑波キングス・ガーデンの概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム 筑波キングス・ガーデン
所在地	茨城県常総市大生郷町 1818 番地 2
管理者	施設長 小川内秀樹
電話番号	0297-24-5139
介護保険事業所番号	介護老人福祉施設 (0871100087 号)

(2) 同施設の職員体制

*令和6年4月1日現在

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉士	1名(1)		従業者・業務の管理	1名(1)
医師	医師		3名	健康管理療養の指導	3名
生活相談員	介護福祉士	1名		生活相談・支払代行	1名
栄養士	管理栄養士	1名		栄養マネジメント・栄養管理	1名
機能訓練指導員	作業療法士		1名	身体・生活機能の向上及び健康維持指導	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		介護計画の作成	1名
事務職員		2名	2名	事務	4名
看護師	正・准看護師	2名(1)	2名(2)	看護業務・保健衛生	4名(3)
介護職員	介護福祉士等	27名	11名	介護業務	38名

() 内は兼務者再掲

(3) 同施設の設備の概要

定員	50名	静養室	1室1床
居室	4人部屋	12室 (1室 36.0㎡)	医務室
	2人部屋	1室 (20.4㎡)	食堂
浴室	一般浴槽、介助浴槽、及び特殊浴槽があります。	機能訓練室	1室
		談話室	1室

3. 運営の方針・筑波キングス・ガーデン運営理念に基づき、下記の事項を基本方針としています。

- 「仕える」 日々の祈りを大切に、喜んで利用者仕える。
- 「利用者中心」 利用者中心のケアを行い、自立した生活ができるように支援する
- 「尊厳」 利用者の自由と尊厳を守り、ありのままにその人を受け入れ、心に寄り添う。
- 「連携」 利用者の安全と健康を支えるため、職種間の連携を密にする。
- 「専門性」 誰もが安心して生活ができるように、専門性を持って地域社会に貢献する。

4. サービス内容

- 【1】施設サービス計画（ケアプラン）・栄養ケア計画書の作成
 【2】食事・口腔ケア【3】入浴【4】介護【5】機能訓練【6】生活相談
 【7】健康管理【8】理美容サービス【9】日常費用受入・支払代行
 【10】レクリエーション・交流【11】通院付添及び移送

5. 利用料金

【1】介護福祉施設サービス 多床室（Ⅱ）	1日あたり（単位）	【2】①必ず加算されるもの	1日あたり（単位）
要介護度1（特例入所）	589	日常生活継続支援加算（Ⅰ）	36
要介護度2（特例入所）	659	看護体制加算（Ⅰ） [□]	4
要介護度3	732	看護体制加算（Ⅱ） [□]	8
要介護度4	802	夜勤職員配置加算（Ⅰ） [□]	13
要介護度5	871		
以下、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は、令和6年5月31日まで。6月1日より新加算算定予定。			
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	【1】 介護福祉施設サービス費（Ⅱ）及び加算【2】①②の、総単位数に、所定加算率8.3%を乗じた単位数。端数は少数点以下四捨五入。		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定加算率 2.7% 算定方法は、上記に同じ。		
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定加算率 1.6% 算定方法は、上記に同じ。		
【2】②個別加算されるもの	単位	【2】②個別加算されるもの	単位
初期加算	30	口腔衛生管理加算（月）	（Ⅰ） 90 （Ⅱ） 110
安全対策体制加算（入所時1回）	20		
外泊時費用（月6回限 月跨12回限）	246	科学的介護推進体制加算（月）	（Ⅰ） 40 （Ⅱ） 50
療養食加算（1回あたり）	6		
栄養マネジメント強化加算	11	自立支援促進加算（月）	280
再入所時栄養連携加算（月）特別食	200	ADL維持等加算（月）	（Ⅰ） 30 （Ⅱ） 60
退所時栄養情報連携加算（月）	70		
経口維持加算（Ⅰ）（月）	400	個別機能訓練加算 （ⅠⅡⅢ併算定）	（Ⅰ） 12 （Ⅱ） 20 （Ⅲ） 20
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4		
若年性認知症利用者受入加算	120	在宅サービス利用費用	560
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200		
排せつ支援加算	（Ⅰ） 10	配置医師緊急時対応加算	早朝・夜間 650 深夜 1300
	（Ⅱ） 15	協力医療機関連携加算（月）	～R7.3.31 1000 R7.4.1～ 50
	（Ⅲ） 20		
褥瘡マネジメント加算	（Ⅰ） 3（Ⅱ） 13	在宅・入所相互利用加算	40
看取り介護体制加算（Ⅱ）	① 72	① 死亡日以前31～45日	
	② 144	② 死亡日以前4～30日	
	③ 780	③ 死亡前日、前々日	
	④ 1580	④ 死亡日	
退所時等相談援助加算	① 退所前訪問相談援助加算（入所中限1回又2回）	① 460	
	② 退所後訪問相談援助加算（退所後限1回）	② 460	
	③ 退所時相談援助加算（限度1回）	③ 400	
	④ 退所前連携加算（限度1回）	④ 500	
	⑤ 退所時情報提供加算（限度1回）	⑤ 250	
特別通院送迎加算（月）	594	新興感染症等施設療養費（日）	240
居室調整額（日） R6.7.31まで	370円		
居室調整額（日） R6.8.1より	430円		
【3】食費及び居住費	自己負担分（日）	備考	
食費	1,445円	基準費用額（4段階）の方は、 居住費が、855円/日（R6.7.31まで） 915円/日（R6.8.1より）	
居住費 R6.7.31まで	370円		
居住費 R6.8.1より	430円		
地域区分単価 （7級地 上乗せ3%） 1単位10.14円	【1】介護福祉施設サービス費（Ⅱ）及び加算【2】①②の 総単位数及び、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）、介護職員等ベースアップ等支援加算、それぞれに1単位10.14円を乗じた金額が利用者負担金額となります。端数は切り捨てです。		

※ 介護保険負担割合証をご確認下さい。負担割合により、費用が異なります。

【4】その他の日常生活費用他	
日常費用受入・支払代行費	3,000円/月
個人ごとに使用するもの	契約書別紙に定めるとおり

6. 支払方法

毎月10日までに前月分の請求書を作成致します。当該月20日までにお支払いください。お支払い後、領収証を発行致します。お支払方法は、原則として指定銀行の口座自動引き落としになります。又、口座振替開始前等に支払いが必要な時には、現金徴収又は振込となります

7. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

「入所申込書」を添付書類と共に提出して頂き、入所判定委員会の判定による結果により、居室に空きがあれば順次ご入所となります。契約締結後、サービスの提供を開始します。※ 居宅サービス利用の場合、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所手続き

【1】 ご利用者のご都合で退所される場合は、退所を希望する日の30日前までに文書でお申し出下さい。

【2】 以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・ご利用者が他の介護施設等への入所・療養、在宅への復帰等をした場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合。要介護1、2については特例入所の該当外となった場合。
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

【3】 その他

- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、事業者が料金を支払うよう催告したにも関わらず30日以内に支払わない場合、又はご利用者やご家族が当施設や従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、退所していただきます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。（上記【2】と同じ扱い）
- ・ご利用者が医療機関等に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院の見込がない場合、双方の協議の上、契約を終了する場合がございます。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・ご利用者の財産管理、生命に関する判断等を事業者は行いません。

8. 留意事項

- ・看取り介護を実施しています。事業者とご家族との一致協力体制により、終末期ケア承諾書を取り交わした上で行います。居室は希望に応じます。
- ・面会時間は、午前9：00から午後6：00となっております。
- ・感染対策として講じられる予防策について、ご協力をお願い致します。
- ・外出（医療機関への定期受診等）、外泊時は、事前に連絡が必要です。
- ・入院された場合、空いたベッドを短期入所利用者に使用する事があります。
- ・施設敷地内及び園内禁煙となります。飲酒もお断りさせていただきます。
- ・設備、器具の利用は、事前に申し出下さい。

- ・金銭、貴重品及び所持品の持ちこみは最低限にお願い致します。尚、危険物と思われる物品については、一切の持込はできません。
- ・キリスト教主義運営ですので他宗教の積極的な布教活動はご遠慮下さい。
- ・ペット類の持ちこみは、差し控えさせていただきます。
- ・多床室居室内での携帯電話の使用はご遠慮下さい。

9. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他、契約書別紙に記載の緊急連絡先に速やかに連絡いたします。診察付添、医師からの説明受け、診療上求められる意思判断の回答、入院手続きはご家族で行って下さい。事業者は、病状や経緯について必要な内容を医療機関へ伝達します。

10. 協力医療機関

- ①水海道さくら病院(常総市)
- ②飯泉歯科医院(つくば市)

11. 非常災害対策

- ・防災時の対応：災害が発生した時は、職員の指示に従って下さい。
- ・防災設備：消火器・消火栓・スプリンクラー・非常給水設備、非常食。
- ・防災訓練：定期的に行っています。
- ・防火責任者：施設長 小川内 秀樹

12. サービス内容に関する相談・苦情

【1】当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 小川内秀樹（施設長）、宮本隆幸（生活相談員）、第三者委員

電話：0297-24-5139 FAX：0297-24-2491

【2】その他

茨城県社会福祉協議会 電話：029-241-1133

常総市介護保険課 電話：0297-23-2111

	電話：
--	-----

茨城県国民健康保険団体連合会 電話：029-301-1565

13. 第三者による評価の実施状況

1 あり	実施日程	
	評価機関名称	
	結果の開示	1 あり 2 なし
② なし		

14. 法人の概要

法人名 社会福祉法人 日本キングス・ガーデン 代表者役職・氏名 理事長 宇都宮 和子

法人所在地・電話番号 茨城県常総市大生郷町1818番地2 0297-24-5139

社会福祉法人日本キングス・ガーデン事業内容

- (1) 第一種社会福祉事業 軽費老人ホーム(ケアハウス)、特別養護老人ホーム、障害者支援施設(常総広域障害者支援施設「ふれあいの杜」)
- (2) 第二種社会福祉事業 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、老人介護支援センター事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業(守谷市障がい者福祉センター)、一般相談支援事業、計画相談支援事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、障害者共同生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業、事業所内保育事業
- (3) 公益事業 居宅介護支援事業、生活支援配食サービス事業、生きがい支援デイサービス事業、生きがい支援ショートステイ事業、介護職員初任者研修事業、一般乗用旅客自動車運送事業、地域生活支援事業、特定施設入居者生活介護事業、介護予防特定施設入居者生活介護事業